

令和6年度「大学コンソーシアムやまなし」による単位互換 特別聴講学生募集要項

山梨大学

1 目的

山梨県内の大学間の相互の連携による交流機会の提供、及び多様化する学生ニーズに対応した多様な受講機会の提供を目的としています。

単位互換とは、単位互換協定を結んだ大学の授業科目を履修し、そこで取得した単位を、所属する大学の単位として認定しようとするものです。

この制度により受け入れられた学生は、「特別聴講学生」といいます。

2 出願資格

本学に在籍する学生（大学院生、研究生、科目等履修生は除きます。）で、「特定非営利活動法人大学コンソーシアムやまなし」（以下、「大学コンソーシアム」）単位互換事業で開講される授業科目の履修を希望する者。

なお、派遣（所属）大学における在籍を条件としますので、本学の在籍を離れた場合には特別聴講学生の資格を失います。

3 授業料等

特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は必要ありません。ただし、授業、実験、実習、実技等でかかる教材費等については、実費を徴収される場合があります。

4 単位互換履修対象科目及び受入人数

単位互換履修対象科目及び受入人数は、大学コンソーシアムのホームページ「単位互換事業」内に掲載されている単位互換科目のとおりです。なお、受入人数は大学毎に割当がありますので、詳細については教務企画課窓口で確認してください。

・大学コンソーシアムやまなしホームページ <https://www.ucon-yamanashi.jp>

5 履修計画

出願する際には、各自の修得単位や必修科目の修得状況を確認し、進級要件や卒業要件が不足しないように履修計画を立てて出願してください。受講を希望する科目が本学のどの科目に認定されるかは所属する各学域教務担当窓口で確認してください。

また、本学から受講する大学までの通学時間を考慮の上、無理のない履修計画を立ててください。

なお、後期において、今年度卒業予定の学生(最終学年)は、成績確定が本学の卒業判定までに間に合わないため、特別聴講学生の出願はできません。このため開講期間が通年の科目については、履修することはできません。

6 履修期間

履修する授業科目が開講される学期または年度とし、1年以内とします。

7 仮受講

受講を希望する科目について、8 出願手続「出願期間」の前あるいは出願期間中に授業が開始される場合は、仮受講申請をしてください。

この場合、「特別聴講学生志願票」を、大学コンソーシアムのホームページに掲載されている「単位互換スケジュール」で各大学の講義開始日を参考に授業が開始される2日前（休日は含まず）までに、教務企画課（総合研究棟2階②番窓口）に提出してください。

なお、仮受講希望者が各授業科目の本学割当受入人数を超えた場合には、選考等により決定します。

8 出願手続

受講希望者は、下記期間に「特別聴講学生志願票」を教務企画課（総合研究棟2階②番窓口）に提出してください。

前期 出願期間	令和6年4月 4日（木）～4月 8日（月）16：30
後期 出願期間	令和6年9月24日（火）～9月26日（木）16：30

※ 受講希望者が各授業科目の本学割当受入人数を超えた場合には、選考等により決定します。

※ 後期においては、今年度卒業予定の学生(最終学年)は出願できません。

● 出願から履修まで

<p>① 所属する各学部の令和6年度授業時間割表により、本学で履修する授業科目を決定する。 ↓</p> <p>② 大学コンソーシアムの「令和6年度大学コンソーシアムやまなし単位互換科目」の中から、履修する授業科目を決定する。なお、修得した際の単位の取り扱いについては、事前に所属する各学域教務担当窓口にご相談すること。 ↓</p> <p>③ 「特別聴講学生志願票」に必要事項を記入し、出願期間に教務企画課に提出する。 受講を希望する科目が、本学の出願期間の前あるいは出願期間中に授業が開始される場合は、「特別聴講学生志願票」を授業が開始される2日前までに教務企画課に提出する。 なお、仮・本受講希望者が各授業科目の割当受入人数を超えた場合は、選考等により決定します。 ↓</p> <p>④ 科目履修の許可を、本学から出願者に通知する。 ↓</p> <p>⑤ 受講者には、受入れ大学から特別聴講学生証が交付される。</p>
--

※ 各科目のシラバス等は、大学コンソーシアムのホームページに掲載されています。

9 各大学の授業開始日

大学コンソーシアムやまなしのホームページで確認してください。

10 ガイダンス

最初の授業を受ける際には、必ず受入れ大学教務担当窓口へ寄ってガイダンスを受けてください。

また、授業開始第1週は健康診断、ガイダンス等授業がない場合がありますので、事前に受入れ大学の教務担当窓口へ連絡し確認してください。

11 特別聴講学生証の発行

受入れ大学から「特別聴講学生証」が発行されます。

12 休講等の通知

休講等の連絡は、各大学からの指示に従い、各自確認してください。

13 試験の実施方法

定期試験等の取扱については、受入れ大学の規則によります。

受入れ大学と本学の試験日時が重複した場合は、事前に受入れ大学教務担当窓口へ連絡し指示を受けてください。なお、原則として本学の試験が優先となります。

14 単位認定及び成績

(1) 単位認定

受入れ大学からの成績通知に基づき、単位を授与された授業科目について、本学の授業科目の単位として認定します。

(2) 成績

単位を認定された授業科目の成績簿への記載については、受入れ大学における成績を本学の評価方法により記載（認定）します。

15 受入れ大学の施設利用

履修上必要な施設・設備を利用することができますが、一部利用が制限される場合がありますので施設の各窓口で確認してください。また、通学の際には受入れ大学が発行する「特別聴講学生証」及び本学の学生証を携行してください。

16 通学方法

原則として車での通学は認められていませんので、公共の交通機関（バス、JR等）を利用してください。やむを得ない事情で車での通学を希望する場合は、受入れ大学教務担当窓口にご相談ください。ただし、通学途上及び大学駐車場内での事故については本学及び受入れ大学は一切の責任は負いませんので注意してください。

17 履修の辞退

単位互換科目の履修許可を受けた者が、やむを得ない理由で履修を辞退する場合、または本学の在籍を離れる場合には速やかに教務企画課に申し出てください。

18 その他

- | | | |
|-----------------|---|----------------------------|
| (1) 各大学の所在地 | } | 大学コンソーシアムのホームページで確認してください。 |
| (2) 各大学の授業時間と時限 | | |
| (3) 各大学の問合せ先 | | |

19 注意事項

- 本学において修得したものとみなして認定できる単位数は、本制度で取得した単位及び放送大学での単位互換で取得した単位と併せて上限 30 単位までとし、かつ既修得単位の認定などと併せ学則第 26 条～28 条で規定する 60 単位を超えない範囲とします。(編入学、転入学等を除く。)
- 後期においては、今年度卒業予定の学生(最終学年)は出願できません。
- 大学コンソーシアムやまなしにおける単位互換については、学部学生のみが対象となります。したがって、大学院生等は出願できません。

問合せ先

教務企画課 共通教育・教務システム企画室（総合研究棟 2 階②番窓口）

電 話： 055-220-8737

受付時間： 8：30～17：15（土・日・祝日除く）